

令和8年4月1日  
港区立御田小学校  
校長 齋藤 恵

## 港区立御田小学校いじめ防止基本方針

### 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いているのが現状である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。)第13条の規定、及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)並びに「港区いじめ防止基本方針」(平成26年10月29日)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「港区立御田小学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

### 2 基本理念

「いじめは全ての児童等に関係する問題である」(「法」第3条)ということ念頭に、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校が一丸となり、家庭、地域及びその他の関係諸機関と緊密な連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。また、いじめの重大事態に対応していく。なお、この学校基本方針は、いじめ問題対策の推進のために、必要に応じて随時内容の見直しを行うものとする。

### 3 いじめ防止に向けた基本的な方針

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識のもと、港区・港区教育委員会、家庭、地域及びその他の関係機関と緊密に連携し、本校では、未然防止への取組を最重点に置くこととする。また、いじめを発見した場合には、速やかに解決にあたる。特に、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先にする。いじめの定義は、以下によるものとする。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (1)学校経営方針への位置付け

○「校内いじめ不登校対策委員会」(管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、当該担任教員で構成)を設置し、月1回の校内委員会を開き、いじめの防止等について組織的、

継続的に対応していくとともに、情報共有と迅速な対応に努める。重大事態が発生した場合には、港区・港区教育委員会、関係諸機関と連携し、速やかに学校の下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、港区・港区教育委員会、家庭、地域に結果報告並びに情報提供をする。

○外部関係者を含むいじめ防止対策会議(管理職、主幹教諭、養護教諭、学校法律相談員、スクールサポーター、PTA会長、主任児童委員で構成)を年2回(8月、1月)開き、地域及び関係諸機関と連携していじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。

## (2)教育課程への位置付け

教育目標及び各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を含む「すべての教育活動において、人権教育・特別支援教育・安全教育」の視点で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

## 4 取組の具体的な内容

### (1)未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない」「いじめの傍観者にならない」という校風を醸成する。
- ・ 人権週間やいじめ防止強化月間を活用して、人権教育を推進する。
- ・ 学級経営案・学年経営案にいじめの防止等の基本方針を明確に位置付ける。
- ・ 「学びの心得」の習得により、授業規律の確立と正しい態度を身に付けさせる。
- ・ 道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、いじめ等を「許さない・行わない」態度を養う。
- ・ 縦割り班活動等異学年交流を通して、児童等の自尊感情を育む。
- ・ 児童等が「いじめ根絶」について主体的に考える児童集会等の活性化を図る。
- ・ インターネット・スマートフォン利用によるネット上のいじめ等への対応を啓発する。
- ・ 校内研修等を通じて教職員の資質の向上を図る。
- ・ 個人面談や教育相談、保護者会、学校便り等により家庭との連携協力を強化する。  
WEBQUの分析、要支援児童についての情報共有を行う。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署等の関係諸機関からの情報を共有する。
- ・ 毎週金曜日に生活指導夕会で情報の共有を図っている。

### (2)早期発見

- ・ 「学校生活アンケート」を実施して、いじめ等の実態把握に努める。
- ・ 休み時間等、看護当番による巡回活動により、日常的に児童観察を行う。
- ・ 保健室や相談室の利用及び電話相談窓口の周知等による教育相談体制の充実を図る。
- ・ 家庭、地域及びその他の関係諸機関から、いじめ等に関する情報の収集に努める。

- ・ いじめ等に関する情報を、定期的に全教職員で共有化する。
- ・ いじめ防止強化月間(6月、11月、2月)を設定し、児童の啓発とともに子ども向けアンケートを実施し、早期発見に努める。
- ・ スクールカウンセラーによる全員面接(4年生、5年生)を実施し、早期発見に努める。

### (3)早期対応

- ・ いじめ等を発見した場合、いじめ不登校対策委員会を活用し、速やかに組織的に対応する。
- ・ いじめを受けた児童やいじめを目撃・知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・ いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめ不登校対策委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因の究明に努める。
- ・ いじめを行った児童に対する教育的配慮と毅然とした態度による指導を行う。
- ・ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるよう指導を行う。
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する家庭での指導に対する助言を行う。
- ・ 関係機関、専門家等との相談・連携を行う

### (4)重大事態への対応

<p>重大事態の判断</p> <p>○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(「いじめ防止対策推進法」第28条)</p>
---

- ・ 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命及び安全を確保する。
- ・ スクールカウンセラー、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等と連携し、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。
- ・ 関係機関、専門家等との相談・連携を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施または区が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生についての教育委員会への報告を速やかに行う。

### 5 いじめの「解消」の判断

少なくとも次の2つの要件が満たされた場合をいじめが「解消している」状態とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1)いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。

(2)被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。及び、保護者も同様に感じていること。

6 学校として特に配慮が必要な児童への対応

(1)発達障害を含む、障害のある児童

- ・教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深める。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

(2)海外から帰国した児童生徒や外国人の児童及び、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

- ・言語や文化の違いから、いじめが発生することがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進する。
- ・学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3)性の多様性(性的指向・性自認)に係る児童

- ・性的指向や性自認などの性の多様性に関する、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な配慮や対応について周知する。

(4)震災等により被災した児童や被災地から避難している児童

- ・被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解する。
- ・当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

令和8年度いじめ不登校対策委員会年間計画

学期	月	取組内容	備考
一 学期	4	学校生活アンケート	毎週金生活指導夕会(通年) 服務事故防止研修会 学校説明会①
	5	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会 スクールカウンセラー全員面接(4年生、5年生)	学校運営協議会①
	6	「いじめ防止強化月間」(ふれあい月間) 学校生活アンケート 校長講話、学校便り(いじめ防止) いじめ不登校対策委員会 スクールカウンセラー全員面接(4年生、5年生)	不登校に関する講演会 (白金の丘学園)
	7	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会 WEBQUの実施・結果分析	服務事故防止研修会 校内研修会(低中高学年ご と:いじめ不登校ケース会議)
	8	学校いじめ防止対策会議① WEBQUの結果から改善へ	服務事故防止研修会 学校運営協議会②
二 学期	9	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会	学校説明会②
	10	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会	
	11	「いじめ防止強化月間」(ふれあい月間) 学校生活アンケート WEBQUの実施・結果分析 いじめ不登校対策委員会	学校運営協議会③
	12	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会	学校運営協議会④
三 学期	1	学校生活アンケート 学校いじめ防止対策会議② いじめ不登校対策委員会	服務事故防止研修会
	2	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会 「いじめ防止強化月間」(ふれあい月間)	入学説明会 道徳授業地区公開講座 学校運営協議会⑤
	3	学校生活アンケート いじめ不登校対策委員会	

※スクールカウンセラー来室日:週2回(月・木) スクールソーシャルワーカー来室日:週1回(火)

※緊急の場合には、校長が召集して本委員会を開催する。